

塩野谷祐一著

『福祉経済の理論』

日本経済新聞社, 1973年1月, 301ページ

馬場啓之助

福祉国家の価値理論 塩野谷祐一教授の近著『福祉経済の理論』は、混合経済の組織化という現代的な課題を中心として、福祉理論の骨組みを体系的に取りまとめようと企てた著作である。その理論体系を構築するにあたって教授は、規範的経済学と実証的経済学との二つの分野における最近の成果を摂取し、その総合化を企てて、斬新な理論の提示を試みている。ここでその理論の示唆するところを、「福祉国家の価値理論」「混合経済の組織化」および「公共経済と所得分配」を三本の柱として整理し、「その体系のいっそうの整備のために」今後の解明を期待したい若干の問題点に言及してみたい。

福祉経済の理論の根柢をなすものとして教授は、福祉国家の価値理論を展開する。福祉国家は国民福祉の維持と向上をその公共政策の基本的な目的として、経済活動の全体に調整を加えようとしている。しかし福祉国家は「たんに抽象的理念の自己展開によるものではなく、経済成長にともなう社会的条件の変化から生み出されてきた」(p. 67~68) 歴史的な構成体にはかならない。福祉国家のプログラムもまた社会的経験に対応して、その内容は豊富になっていくが、現在、そのプログラムの中には一般に、失業と貧乏の救済のほか、(イ)経済力の集中とその濫用にたいする規制、(ロ)消費者保護政策、(ハ)公共財ないし公共サービスの供給、(ニ)富および所得の再分配が含まれている。これらの政策の展開によって民間の自由経済と並んで公共経済が設定され、福祉国家の経済活動は混合経済を場としておこなわれる。この経験的な事実反省を加えて教授は、経済活動の全体のパフォーマンスを評価する基準(norm)としてつぎの四つのものが働いているとみる。すなわち(イ)資源配分の「効率」、(ロ)所得および富の分配の「公正」、(ハ)一人あたり消費水準ないし所得水準の「成長」、(ニ)完全雇用・物価安定・国際収支の均衡といった「安定」の基準が、それである。これらの基準が福祉国家の価値理論の支柱をなしているのである。

これらの基準のうち、「安定」は短期の基準であり、これは短期の経済政策にかかわるものであるが、「短期にかんする「安定」の基準がみたまされていると考えれば、『成長』の基準よりもむしろ資源配分の『効率』および分配の『公正』の基準にもっと力点をおくべきこと」が「今日社会的福祉の向上のために要請されている」(p. 80)として、教授は価値理論の中心の問題を「効率」と「公正」にしほっていく。「効率」の基準は、経済機構の主要な任務が資源配分の適正化にある以上、経済理論において重視すべきことは論をまたないが、「公正」の基準は、社会生活における社会権的基本権の主張に根ざしたものであり、福祉国家の価値基準としてはいっそう重要な意味をもっている。このようにして教授の理論体系においては、社会権的基本権を理念とし、「効率」と「公正」という価値基準が、その土台となっていくのである。

混合経済の組織化 福祉国家の価値理論は混合経済の組織化に対してその指針をあたえるものである。教授はこの指針を、厚生経済学の展開のなかから公共経済学が形成されてきた過程を検討しながら、説明していき、混合経済の組織化の図式を展開する。

厚生経済学の展開過程は三つの段階に分けられる。第一の段階は、「パレート最適の定式化」につとめてきた段階である。ピグウの厚生経済学も、これを批判した新厚生経済学も、この段階にはいる。この段階においては、完全競争を「完全に効率的な体系であるための制度的規範」とみなしており、いわば「自由放任の厚生理論」が展開されていた。第二の段階においては、消費者や生産者のあいだに市場を経由しない直接的な相互依存関係、すなわち外部性が存在することが注目され、「社会的に最適な状態を確保するために、市場機構の代わりに計画機構を用意し」(p. 180)なくてはならないことが解明され、そこに「外部性の厚生経済学」が展開された。第三段階においては、「市場機構の範囲をこえて政治機構を扱うことになった。これが政治過程の厚生経済学であり、

その発展が公共経済学における政治過程の分析である」(p. 184)。この段階は公共経済学の段階だといってよい。

この公共経済学を混合経済の場に位置づけることによって、教授は混合経済の組織化の図式を展開していく。混合経済は現実の機構としては市場機構と政治機構をもち、規範的な機構としては計画機構をもっている。計画機構は市場機構との関連においては、「外部性」の存在その他の要因による「市場の失敗」にかんがみ、これを補正する役割をもつ。この補正作業は政治機構をととしての資源配分の形をとっていくが、民主主義体制のもとでは政治機構は「多数決」による場合が大半を占める。「多数決」による政治的決定は少数者の無視につらなり、そこに政治的外部性といった問題が生ずる。この「政治の失敗」に対応しても計画機構はその補正に任じなくてはならない。市場機構にしても政治機構にしても、いずれも不完全な機構であるから、市場でうまくいかない事柄は政府にまかせればよいといってすますわけにいかない。計画機構はたんに「市場の失敗」だけでなく、「政治の失敗」をも補正する用意がなくてはならない。

計画機構の補正は社会権的基本権を理念とし「効率」と「公正」の基準をみたとす形でなされなくてはならない。しかしもちろんその計画の具体的な内容についてはそれぞれの機構の実証的分析に即して策定していくほかはない。ところが市場機構の欠陥については、「外部性の厚生経済学」の成果とケインズ以降の実証経済学の成果を活用することによって、これを把握する道が拓かれている。教授はこれらの成果のエッセンスをたくみにとらえ、市場機構の調整の方向を明らかにしている。とりわけシュンペーターやガルブレイスの理論的示唆をつかみだすにあたっては、陥りやすい表面的な解釈を排して、核心をつく鋭さを示している。しかしながら、政治機構の欠陥の是正についてはかならずしも明快ではない。混合経済の組織化との関連において問題となる「政治の失敗」は、政治が国民的意思の結集に失敗するといった一般的な形ではなく、資源配分に関する政治機構の失敗といった限定された形でとりあげられなくてはならないはずである。教授の論述は、政治機構の分析に関して問題の視野の限定についてかならずしも明確だとはいえないがたいいうらみがある。しかしこの点については後段で再述することにしよう。

公共経済と所得分配 教授は「福祉政策の理論的基礎」として公害などの環境問題と並んで「公共財と所得分配」を取扱っているが、ここでは後者をとりあげてみる。これを吟味することによって、教授の理論の性格を明らか

にするに役立つと思われるからである。

社会権的基本権を理念として資源配分に調整を加えるためには、分配の公正と消費者主権の基準が貫かれることが要請される。消費者主権にたった選択の自由が市場機構で保障されたとしても、富と所得の分配が不平等であれば国民福祉の極大化がもたらされないことは、ウィクセルの分析以来よく知られたことである。したがって福祉政策の視点からいえば、分配の公正と消費者主権の保障とが両者ともに要請される。これをかりにウィクセルの命題と呼ぼう。

しかしながら消費者主権については、(イ)消費者が市場で自分の欲望に見合う商品を識別できるだけの十分な知識をもっており、また(ロ)消費者が自分の本当の欲望を正しく知っていることが前提されなくては、その要求を市場で自由に主張することが国民福祉の極大につらなるわけではない。ところがこれらの前提条件は現実にはみたされていない。(イ)については、ガルブレイスの指摘するように寡占企業が宣伝広告などによって消費者に選好を賦課している。(ロ)については、個人間に望ましくない外部効果を生むような欲望は矯正されなくてはならないし、望ましい外部効果をもつものは保護奨励されなくてはならない。このような状況のもとでは、寡占企業に代わって政府が消費者に選好を賦課することが福祉政策として要請されてくる。消費者主権を補完するために、消費者保護行政や独占禁止政策のほかに、公共財やメリット財の公共的供給がおこなわれてくる。

公共財は公共的使用に供するために政府が市場に代わって供給するものである。これに対して「メリット財は、同じ財が市場で供給されているにもかかわらず、現実の個人の選好を不完全なものとみなし、それを修正するために、政府によって提供される」(p. 285~286) 財である。

教授は「所得の最適分配と公共財(およびメリット財)の最適供給とは同時に決定されねばならない」(p. 277)と述べて、ウィクセルの命題を補正する。教授はここにとどまらない。さらに「これらの財〔公共財およびメリット財〕に資源配分をおこなうことと分配の公正をはかることとは、もとより一つのことではないだろうか。それは社会権を実現するための資源配分である」(p. 278)と述べる。これをかりに塩野谷の命題と呼ぼう。わたしは、この塩野谷命題ほど『福祉経済の理論』の長所と短所を同時に表示しているものはないと考えるのだが、そう命名することは評価につらなっているので、ここらで評価に移っていくことにしたい。

体系のいっそうの整備のために 教授は『福祉経済の理論』で厚生経済学と実証経済学の最近の成果をたくみに摂取して、混合経済の組織化の課題を念頭において、福祉経済の理論の体系的な構図を描きあげた。これまで二つの経済学の分野、とりわけ厚生経済学において展開された細密な理論に立ち入ることなく、太い線を大胆にとりだし、広い視野にたって広い体系を構成した。これはこの著作の業績として評価しなくてはならない。論理実証主義の袋路から脱却して、規範的経済学を広々とした場で展開していく教授の論述に接して、評者は一種の解放感を味わったが、おそらくこれは評者ひとりのものにとどまらず、読者の多くにも通ずる読後感であろう。しかしこの長所はまた短所ともなっている。教授の体系は荒けずりであり、論旨の展開に彫琢の不十分なところが残っているのである。その体系の整備のためには今後いっそうの解明が加えられることを期待したい点がある。それらをとりあげてみると、つぎのようである。

第一に、教授は福祉国家の価値理論の構成要素として、「効率」「公正」「成長」および「安定」の基準をあげた。これらが主要な基準であることは教授の主張するとおりであろう。しかしながらこれらの基準、とりわけ「効率」と「公正」の基準についてその体系における関連づけの仕方やその作用様式について説明するところが少ない。これら評価の基準 (norm) は診断の基準 (criterion) としてはたかなくは有効な役割をはたすことはできないと思えるのだが、ノルムがクライテリオンとして作用するには媒介項が必要なのではなからうか。教授は「公共財と所得分配」を論じたさいに、社会的ルールに言及しているが、そこでは評価のノルムは社会的ルールに媒介されなくては診断のクライテリオンとしてはたかないことが示唆されているように思える。ただ無媒介にノルムをかかげただけでは、福祉理論を診断のために有効に活用できないのではないかとと思われるので、ノルム・ルール・クライテリオンといった諸概念の関係について立ち入った解明がなされることを期待したい。そうでなくては教授の理論は超越的だという批判をまぬかれないからである。

第二は、すでに述べたように、「政治の失敗」の是正にかかわる問題である。これは「政治過程の公共経済学的分析」の問題であるから、投票の多数決の問題という一

般的な形で受けとめても解決の方途は見出しがたいのではない。問題を資源配分の場合に限定してとらえれば、この場にはルールや経験法則が形成されているはずであるから、政治過程による資源配分についても専門家の知識を動員すれば効果判断ができるとみてよい。この効果判断は「政治の失敗」の是正に役立てることができるはずである。事実、計画機構は専門家の効果判断を活用しているのではない。計画機構による「政治の失敗」の是正の問題について教授のいっそうの解明を期待したい。

第三に、「公共財と所得分配」における「塩野谷命題」の問題である。「塩野谷命題」とは評者の仮称にほかならないが、これは教授の主張がウィクセルの命題の線を大胆に踏みだしているのではないかと考えての命名である。公共財の最適供給が所得分配のあり方に依存していることはリンダールの説くとおりであるから、所得分配の公正さを図ることなくしては公共財の最適供給は福祉目的に答えられない。これはよく納得しうところである。しかし「同時解決」からさらに進んで「もとより一つのことである」と主張することはいささか飛躍ではなからうか。所得分配の公正をはかることは消費者主権にもとづく選好の自由を含意しているが、公共財ないしメリット財の供給は選好の賦課につらなっている。これは教授の説くごとくである。そうであるとすれば、二つは性格を異にしているので、「もとより一つのこと」ではないはずである。それをかりに「社会権を実現するための資源配分である」点に着目して「一つのこと」であるとみるとしても、配分計画においては両者の組合せの適正化を図らなくてはならない。その組合せの適正化の基準 (criterion) としてどのようなものが考えられるか。教授はこれについては触れていない。この解明がなくてはせっかくの構想も理論として生きてこない。この点についても教授の解明が示されることを期待したい。

評者は教授の構想が達意の文章によって明快に表現されていることを評価するものであるが、たとえ細密な問題に立ち入って推論の袋路をたどっていったために文章が難解なものになったとしても、著述がもっとむずかしくなることを恐れず、教授が大著をものされることを心ひそかに期待している。このことを最後に言い添えておきたい。

(ばば けいのすけ 社会保障研究所長)